- 5 私立学校審議会
- 6 私 学 助 成

- 42 -	
--------	--

5 私立学校審議会

私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づき、私立大学以外の私立学校、私立専修学校、私立各種学校の設置に関する事項及びこれらの学校を設置する法人の設立等、知事から諮問された事項について審議を行うため、県の附属機関として私立学校審議会(委員定数12名)が設置されている。

また、審議会は、これらの学校に関する重要事項について知事に建議を行うことができる。 最近の活動状況は、表-61のとおりである。

表-61 熊本県私立学校審議会答申等件数

(単位:件)

	- M. L. M.			1) 11 20							\ - -1	
	年度		平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	開催回]数	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	学校(課程・学	学科)の設置	3	3	0	0	0	1	4	1	0	0
		高等学校		1						1		
		中学校		2								
		幼稚園										
		専修学校	3					1	4			
		各種学校										
	学校(課程・学	4科)の廃止	3	4	1	2	3	18	12	1	5	2
		高等学校		2			1				2	2
		中学校										
1		幼稚園				1	1	18	8	1	3	
学		専修学校	3	2		1			4			
校		各種学校			1		1					
に	学校設置者	の変更	5	1	0	0	0	0	0	0	2	0
関す		高等学校	1									
る		中学校										
事		幼稚園									2	
項		専修学校	4	1								
		各種学校										
	収容定員に係る	学則の変更	7	5	5	2	3	5	3	0	1	2
		高等学校	2	1		1	1	1	2		1	2
		中学校	1						1			
		幼稚園	4	4	5	1	2	4				
		専修学校										
		各種学校										
	目的変更		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
		専修学校	3	3								
2 =	②学校法人に 寄附行為の認可		2						1	1		
関	する事項	解散							1	1	1	
	③その他									1	1	
;	答申 (①+(2+3)	23	16	6	4	6	24	21	5	10	4
	建諱	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業計画	の審議	8	2	3	3	4	5	0	1	0	0

(平成30年度は10月1日現在)

出典:「私立学校審議会資料」(私学振興課)

6 私 学 助 成

県の私学助成事業は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第1条に規定する「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資すること」を目的としており、次の7種類の事業に大別することができる。

- (1) 経常費助成
- (2) 授業料等減免補助事業
- (3) 研修費補助事業
- (4) 教職員厚生補助事業

- (5) 設備、教材費補助事業
- (6) 私立高等学校等就学支援金事業
- (7) 私立学校施設耐震化促進事業

県では、主に(1)から(7)までの事業に要する経費を「私学振興予算」として毎年予算に計上している。

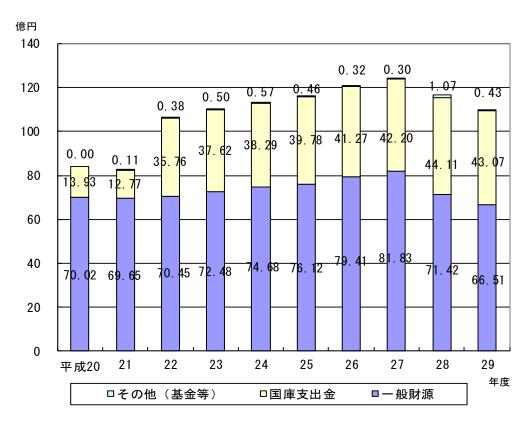
「私学振興予算」の決算額は表-62のとおりであり、財源の中で国庫支出金の額は、平成18年度以降減少していたが、私立高等学校等就学支援金事業の開始により平成22年度以降については、増加となった。

表-62 私学振興助成の決算額

年度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
一般財源	70. 02	69.65	70. 45	72. 48	74. 68	76. 12	79. 41	81.83	71. 42	66. 51
国庫支出金	13. 93	12. 77	35. 76	37. 62	38. 29	39. 78	41. 27	42. 20	44. 11	43.07
その他(基金等)	0.00	0. 11	0.38	0. 50	0. 57	0.46	0.32	0.30	1.07	0.43
計	83. 95	82. 53	106.59	110.60	113. 54	116.36	121.00	124. 33	116.60	110.01

※H29 年度の決算額には幼稚園分は含まない

(単位:億円)



出典:「決算資料」(私学振興課)

(1) 経常費助成事業

ア 目的及び種類

経常費助成事業は、私立学校を設置する学校法人に対し、その教育活動に要する経常費の一部を補助する もので、①私立学校の教育条件の維持向上、②生徒等の修学上の経済的負担の軽減、③私立学校の経営の健 全性の高揚を図ることを目的としている。

私学助成は、県教育行政の主要施策の1つとして位置づけられており、その中でも、経常費助成事業は重要な役割を担っている。

イ 実 績

経常費助成事業の推移は表-63のとおりで、私立学校経常費補助(一般補助)額の算定においては、国庫補助及び地方交付税の単価が重要な要素となっている。

表-63 私立学校経常費補助の実績 (単位:件)

区分	高等学校	(全日制)	中等	学校	
	総額	生徒1人当たり	総額	生徒1人当たり	
年度	度 (千円) (円)		(千円)	(円)	
ਜ਼ ਦੇ 25	5, 151, 707	317, 967	473, 160	305, 856	
平成25	(2.1)	(0.8)	(5.0)	(1.0)	
26	5, 324, 386	321, 404	461, 895	309, 581	
20	(3.4)	(1.0)	(🛕 2.4)	(1.2)	
27	5, 453, 263	328, 036	463, 905	313, 449	
21	(2.4)	(2.0)	(0.4)	(1.2)	
28	5, 491, 310	328, 565	437, 563	317, 074	
20	(0.7)	(0.2)	(🛕 5.7)	(1.2)	
29	5, 473, 062	330, 899	446, 981	320, 416	
29	(🛕 0.3)	(0.7)	(2.1)	(1.0)	

注1:()内は、対前年度伸び率(%)

注2: 高校については、単県上乗せ分を含む。

出典:「経常費補助事業資料」(私学振興課)

表-64 国の示す生徒1人当たり単価

(単位:円)

年度	区分	国庫補助金	地方交付税	計		
平成26	高	53, 702 (0.6)	263, 300 (1. 3)	317, 002 (1. 2)		
十八20	中	46, 781 (0. 7)	262, 800 (1.3)	309, 581 (1. 2)		
27	高	54, 239 (1. 0)	266, 700 (1. 3)	320, 939 (1. 2)		
21	中	47, 249 (1. 0)	266, 200 (1. 3)	313, 449 (1. 2)		
28	高	54, 727 (0.9)	269, 900 (1.2)	324, 627 (1.1)		
20	中	47, 674 (0.9)	269, 400 (1. 2)	317, 074 (1. 2)		
29	高	54, 515 (-0. 4)	273, 200 (1. 2)	327, 715 (1.0 →		
29	中	47 , 716 (0. 1)	272, 700 (1. 2)	320, 416 (1.1)		
30	高	55, 006 (0.9)	276, 800 (1.3)	331, 806 (1. 2)		
30	中	48, 145 (0.9)	276, 200 (1.3)	324, 345 (1. 2)		

注:()内は対前年度伸び率(%)

出典:「経常費補助事業資料」(私学振興課)

(2)授業料等減免補助事業

県内の私立高等学校等に在学する経済的に修学困難な生徒の授業料を減免している学校法人に対し、当該 経費の一部を補助することにより、生徒の修学を支援することを目的とする事業である。補助実績の推移は 表-65のとおりである。

平成21年度より雇用契約期間終了による失業に係る家計急変を対象とし、平成22年度より制度を更に拡充し、年収250万円未満程度の世帯の全額減免、年収350万円未満程度の低所得世帯まで授業料の一部減免を行うとともに、生活保護世帯の入学金の全額減免を実施している。

平成26年度からは、専修学校高等課程を対象に追加した。

表-65 補助実績等推移

区分	年 度	平成25	26	27	28	29
私立高等学校 授業料等減免事業	補助総額(円)	92, 000, 790	80, 506, 990	65, 648, 790	48, 366, 930	48, 932, 470
	1111 257 TIME (13)	・ (授業料-就学支援金) 又は上限1,200円の4/5 ・入学金-5,650円	・ (授業料-就学支援金) 又は上限1,200円の4/5 ・入学金-5,650円	・ (授業料-就学支援金) 又は上限1,200円の4/5 ・入学金-5,650円	・ (授業料-就学支援金) 又は上限1,200円の4/5 ・入学金-5,650円	・ (授業料-就学支援金) 又は上限1,200円の4/5 ・入学金-5,651円
	補助対象法人数(法人)	19	20	21	20	21
	補助対象生徒数(人)	2, 349	2, 218	2, 045	1, 702	1, 558

出典:「授業料減免補助事業資料」(私学振興課)

(3) 研修費補助事業

私立の中学、高校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興を図るため、これらの学校によって組織されている団体が行う教職員研修や調査研究等の事業に要する経費を補助している(表-66)。

表 - 66 補助実績推移 (単位:千円)

年 度 補助対象団体	平成25	26	27	28	29
熊本県私立中学校高等学校協会	5, 369	5, 100	4, 587	3, 879	4, 415
一般社団法人熊本県専修学校各種学校連合会	793	753	715	679	543
計	6, 162	5, 853	5, 302	4, 558	4, 958

出典:「私学団体補助事業資料」(私学振興課)

(4) 教職員厚生補助事業

私立学校教職員の身分の安定を促進し、教職員及び学校法人の負担の軽減を図るために、日本私立学校振興・共済事業団及び本県の私学退職金社団(一般社団法人熊本県私学教育振興会及び一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会)に対し、県内私立学校教職員及び学校法人が負担する掛金の一部並びに退職金資金給付事業費の一部を補助している。

ア 日本私立学校振興・共済事業団補助事業

県内に所在する私立学校の教職員の長期給付に係る月額分の掛金に対し、中学校及び高等学校については 5/1,000相当額を補助し、教職員と学校法人の負担を2.5/1,000ずつ軽減している。また、専修学校・各種学校については7/1,000相当額を補助し、教職員と学校法人の負担を3.5/1,000ずつ軽減している。

表-67 補助実績推移

	年度	平成25	26	27	28	29
	補助金額	56, 936	57, 515	59, 197	61, 502	43, 582
学	大学	_	_	-	_	-
種	短期大学	_	_	ı	_	_
別組	高等学校	1, 323	1, 319	1, 348	1, 362	1, 390
合	中学校	124	115	118	118	118
員	専修学校	544	548	534	548	560
数	各種学校	1	1	1	1	1

※H29年度の補助金額には幼稚園分は含まない

注:学種別組合員数は、年間延組合員数を12で除して小数点以下を四捨五入したもの。 出典:「日本私立学校振興・共済事業団補助事業資料」(私学振興課)

イ 私立学校教職員退職金資金補助事業

県内の私立中学校、高等学校を設置する学校法人及び一般社団法人熊本県専修学校各種学校連合会で構成されている一般社団法人熊本県私学教育振興会が行う教職員退職金資金給付事業に対し、中高分については教職員標準給与35/1,000相当額、専各分については教職員標準給与30/1,000相当額を補助している。(表 - 68)。

表-68 補助実績推移

公 00 11100人模址的				_	- i
年 度	平成25	26	27	28	29
一般社団法人熊本県私学教育振興会	177, 050	172, 758	172, 983	172, 113	173, 289

出典:「私学団体補助事業資料」(私学振興課)

(畄位・千円)

(単位:千円)

(5) 設備・教材費等補助事業

ア 私立学校施設等整備支援事業

私立学校の近代化・高度化を推進し、教育研究条件の向上、耐震性の改善等による安全性の確保を図るとともに、民間投資の喚起を図るため、平成12年度から高等学校、中学校、幼稚園を設置する学校法人に対し、施設等の整備に伴う借入金に対する利子の一部を補助している。

また、平成17年度からは、アスベスト等の撤去等に要する公害対策費の借入についても、補助の対象としている。

なお、平成24年度に私立学校施設耐震化促進事業が新設され、より直接的な補助事業が開始されたことを 受け、平成25年度以降の施設等の整備分に係る本事業の新規引受けは凍結中である。

表-69 補助実績推移

年 度	平成25 26		27	28	29
補助総額	1, 436 192		174	162	151
補助対象法人数	5	2	2	1	1

出典:「私立学校施設等整備支援事業資料」(私学振興課)

(単位:千円、法人)

(単位:千円、法人)

イ 私立専修学校高等課程教育費補助事業

修業年限3年以上の高等課程を有する私立専修学校を設置する法人に対し、昭和61年度から教材の購入費を生徒数に応じて補助している。

補助額等の実績は表-70のとおりである。

表-70 補助実績推移

7.1								
年 度	平成25	26	27	28	29			
補助総額	1, 275	1, 380	1, 065	1, 275	1, 155			
補助単価	15	15	15	15	15			
補助対象法人数	2	2	2	2	2			

注:補助対象課程の生徒数が0の法人は含まない。

出典:「私立専修学校高等課程教育費補助事業資料」(私学振興課)

(6) 私立高等学校等就学支援金事業

全ての私立高校生等に対し、国の費用により、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給が平成 22年度から開始された。

一律分(月額9,900円上限)に加えて、生徒の保護者等の所得状況(市町村民税所得割の額により判断)により加算額が支給される。

また、平成26年度の入学生から学年進行にて新制度の対象となり、年収約910万円を基準額とする所得制限及び公私間格差是正のための加算の拡充、中退により就学支援金の対象とならなくなった生徒については学び直し支援金(国庫補助10/10)への継続した修学支援がなされている。

なお、本県においては、国の制度の対象とならない留年者等、私立高等学校等に36月(定時制・通信制は48月)を超えて在学する生徒に対しても、県費により国と同様の措置を実施している。

表-71 支給実績(平成29年度)

旧制度 国費分 県費分 合計 区分 人数 金額 人数 金額 人数 金額 加算なし 1.5倍加算分 178,200 178,200 2.0倍加算分 合計 178,200 178,200 0 0

		新制度								
区分	国費分		学び直し			県費分		合計		
区方	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額		
加算なし	4,733	532,917,216	8	366,300	4	302,562	4,745	533,586,078		
1.5倍加算分	4,940	807,471,634	10	950,400	9	917,681	4,959	809,339,715		
2.0倍加算分	2,693	604,286,829	7	771,784	3	571,024	2,703	605,629,637		
2.5倍加算分	4,071	1,136,240,055	29	3,786,084	15	2,073,059	4,115	1,142,099,198		
合計	16,437	3,080,915,734	54	5,874,568	31	3,864,326	16,522	3,090,654,628		

出典:「熊本県高等学校等就学支援金資料」(私学振興課)

(単位:人、円)

(7) 私立学校施設耐震化促進事業

本県の私立学校の耐震化率が62.4%(平成24年4月1日現在)と全国的にも低位であり、公立との差も大きいことから、私立学校の耐震化を促進するため、現行の国庫補助制度に加え、耐震診断、補強、改築に係る県単独の新たな補助制度として、「私立学校施設耐震化促進事業」を平成24年度に創設した。

本制度の創設により、耐震化率を平成28年4月1日現在で75%に引き上げることを目指し、耐震化を促進した結果、平成30年4月1日で86.8%となった。

平成28年度からは、アスベスト対策や非構造部材の耐震対策も補助対象に加えるとともに、名称を「私立 学校施設安全ストック形成促進事業」に改称。

表-72 補助率

2 72 111997			補助率			
事業種別		Is値	围	県	計	
診 断		_	1/3	1/3	2/3	
補強	高等学校	0.3未満	1/2	1/4	3/4	
		0.7未満	1/3	1/6	1/2	
改築	高等学校	0.3未満	1/3	1/6	1/2	
		0.7未満		1/0	1/6	

出典:「熊本県私立学校施設耐震化促進事業補助金資料」(私学振興課)

表-73 補助実績

区	分	平成28年度		平成29年度	
	<i>א</i>	棟数	補助額(円)	棟数	補助額(円)
耐震診断	高等学校	2 (2)	5, 220, 000 (5, 220, 000)	1 (1)	1, 368, 000 (1, 368, 000)
補強	高等学校	3 (2)	26, 807, 000 (19, 595, 000)	1 (0)	27, 645, 000 (0)
改築	高等学校	5 (5)	176, 748, 000 (176, 748, 000)	4 (4)	274, 985, 000 (274, 985, 000)

^{※1} 棟数及び補助額は当年度に完了し、支出した額であり、前々年度及び前年度からの繰越を含み、翌年度 への繰越分を除く。

※2 棟数及び補助額のうち、前々年度及び前年度からの繰越分は()書きで記載。

出典:「熊本県私立学校施設耐震化促進事業補助金資料」(私学振興課)